

生駒市規則第 15 号

生駒市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市税条例施行規則（昭和 52 年 4 月生駒市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 第 1 項第 1 号イ中「第 2 号及び第 3 号」を「第 1 号及び第 2 号」に改め、同号ウ及びエを次のように改める。

ウ 固定資産公課証明書（土地及び家屋用）

エ 固定資産公課証明書（民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく請求等用）

第 4 条の 3 第 1 項第 1 号に次のように加える。

オ 固定資産公課証明書（償却資産用）

第 4 条の 3 第 1 項第 2 号中「前号ウ」を「前号オ」に改め、同項第 3 号中「第 1 号ア、イ及びエ」を「第 1 号アからエまで」に改め、同条第 2 項第 3 号中「償却資産課税台帳に記載されている事項」を「固定資産課税台帳に記載されている事項のうち、土地及び家屋に関する事項」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(5) 前項第 1 号オに掲げる証明書 償却資産課税台帳に記載されている事項別表一般的事項関係の部中「第 336 条、第 437 条、第 485 条の 6、第 546 条及び第 616 条の規定において準用する国税犯則取締法（明治 33 年法律第 67 号）第 4 条」を「第 22 条の 12」に改める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。